地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の 規定によりその結果を公表する。

平成26年3月31日

徳島市監査委員 久米川 文 男

同 工藤誠介

同 岡南 均

同 吉本八惠

定期監查結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

市民環境部 市民生活課、さわやか窓口相談室、市民協働課、人権推進課、文化振興課、住民課、環境保全課、市民環境政策課、環境施設整備室、東部環境事業所(業務課、施設課)、西部環境事業所(業務課、施設課)、消費生活センター、隣保館、葬斎場、支所(多家良、不動、入田、上八万、川内、応神、国府、北井上)

2 対象期間等

平成25年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成26年1月21日から3月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可及び貸付け手続を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から 事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通 常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

市民環境部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項(指摘事項)

1 収入事務

納入通知書において、納入期限の設定がされていないものがあった。

2 支出・契約事務

契約書等における収入印紙の貼付額、消印が適正でないものがあった。

請書又は契約書が作成されていないものがあった。

予定価格が徳島市契約規則に定める額を超えているが、随意契約としているものが あった。

3 財産管理事務

公有財産台帳(副本)が整備されていないものがあった。

行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由等の記載がない ものがあった。

行政財産の目的外使用料の算定が適正でないものがあった。

普通財産の貸付において、決裁書に減額貸付の根拠等の記載がないものがあった。

4 その他

出勤簿に押印のないものがあった。